

男女共同参画社会の実現をめざして

安心して暮らせる環境づくりへ

高齢者虐待防止法が施行され、高齢者虐待防止に関する行政や国民の責務が定められました。男性も女性も安心して暮らせる老後生活のために、子や孫などの家族と同居している多くの高齢者について、虐待する側もされる側も、その事実を隠す傾向が強いといわれる高齢者虐待について考えていきましょう。

厚生労働省の調査では、07年度の高齢者虐待が1万3335件で、前年度より712件も増えたという報告がありました。そのうち家族や親族から虐待を受けた高齢者のうち77・4%が女性であり、80歳以上の被害者は女性が半数を占めています。加害者については息子が40・6%、次いで夫が15・8%となっています。こうした状況の中で27人のお年寄りが亡くなられていると報告されています。

平均寿命が長い女性の多くは、親を、姑を、夫を看取り、やっと介護から解放された時、自分自身が介護を受ける年齢になってしまっている事が多いのです。その中で女性高齢者の虐待は、とても残念なことです。高齢社会が進む中、若い時代には「妻や嫁や娘が介護をするのが当たり前」といった社会からの根強い意識から「介護地獄」に陥る女性も多く、また能力もやる気も充分にありません。職場からも介護のために、職場を去らなければならぬ「介護離職者」の9割が女性でもあるのです。この状況は、女性の老後生活に必要な年金・資産にも大きな影響を与えるものだと思います。働き続けたい意思があっても働くことが困難な女性は、社会保険などの加入期間も短くなることから年金の支給額にも大きく反映されてしまい、長生きしても経済的に「貧困」という

問題に直面してしまいませんか。

また、高齢者に限らず、経済的な貧困の差やさまざまな差別問題が、虐待や殺人といった状況に繋がっているのではないかと思われます。

「家から一歩外へ出たら、危険が一杯」から「家の中でも危険が一杯だから、油断はするな」なんて言葉が当たり前にならないよう、男性も女性も安心して暮らせる環境づくりが必要であると思われれます。

そのためには、働き続けられる職場環境の実現や、安心して暮らせる地域を実現するためにワーク・ライフ・バランスを推進していくことが重要です。

11月下旬～12月上旬 裁判員候補者に名簿記載通知が届きます

1来年5月21日から裁判員制度が始まります

全国の地方裁判所では、今年の10月下旬から11月上旬頃までに来年分の裁判員候補者名簿を作成することとなっています。来年、裁判員に選ばれる確率は、旭川地方裁判所管内では、約5千200人に1人です（年間15件の裁判員裁判が行われ、6人の裁判員と2人の補充裁判員を選んだ場合）。また、来年の裁判員候補者名簿の登録人数は1500人ですから、裁判員候補者は約416人に1人の確率で選ばれます。

どうやって選ばれる？

市の選挙管理委員会が選挙人名簿からクジで無作為に抽出して、地方裁判所に提出した名簿を基に、裁判員候補者名簿が作成されます。

裁判員候補者には？

裁判員候補者名簿に載った方には、本年11月下旬から12月上旬頃までに、名簿に記載されたことのお知らせ（名簿記載通知）をお送りします。

この通知は、来年、裁判員を選任するための手続きを行う期日に裁判所にお越しいただくためのお知らせ（呼出状）が届く可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしておきたいためにお送りするものです。

また、この名簿記載通知のほか、調査票をお送りします。調査票は、裁判員になることができない事情等をできるだけ早期におたずねすることにより、無用な裁判所にお越しいただくことを避け、裁判員候補者の方々の負担を軽減するためのものです。ご記入・ご返送にご協力ください。

裁判員になれない方は？

- ・ 国家公務員になる資格がない方
- ・ 義務教育を終了していない方
- ・ 禁固以上の刑に処せられた方
- ・ 心身の故障のため、裁判員の職務の遂行に著しい支障のある方
- ・ 国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
- ・ 司法関係者
- ・ 大学の法律学の教授・准教授
- ・ 都道府県知事、市町村長
- ・ 自衛官
- ・ 禁固以上の刑にあたる罪で起訴され、その被告事件の終結に至っていない方
- ・ 逮捕または勾留されている方など

問い合わせ 市役所名寄庁舎
3階企画課男女共同参画担当
01654 2111
内線3308・3309
ny-nmkyodo@city.nayoro.g.jp

